

# 介護保険だより

平成30年11月号

群馬県国民健康保険団体連合会

## 介護保険事業所苦情処理研修会を開催



去る平成30年9月28日、群馬県社会福祉総合センターにおいて、介護保険事業所苦情処理研修会（主催／本会 後援／群馬県）を開催しました。

研修会にご参加くださいました皆様には、お忙しい中、ご参加くださりましてありがとうございました。



【講演する 太田晃弘氏】

研修会では、まず、本会介護サービス苦情処理委員会の橋本和博委員長から『国保連合会の電話相談』と題し、介護サービスを提供する事業所側の認識している意識と利用者とその家族が受け止めている意識の「ずれ」によって生じる苦情について講演しました。

後半は『クレーマー・不当要求対応について』と題して、法テラス東京法律事務所の社会福祉士・弁護士である太田晃弘氏にご講演いただき、介護、福祉の現場で生じたクレーム等の対応方法などについて、ご講演いた

だきました。

来年度も本研修会を開催する予定です。皆様のご参加をお待ちしています。

## 福祉用具貸与の上限価格にかかるエラーについて

介護保険だより平成30年10月号でご案内しましたが、平成30年10月サービス提供分から福祉用具の貸与価格の上限価格が設定され、上限を超えたものは返戻となり、「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」でお知らせします。エラーコードは以下のとおりです。返戻された場合は、上限価格をご確認の上、再請求してください。

《エラーコード》

140A・・・摘要：福祉用具商品コード（5桁-6桁）：資格：福祉用具商品コードの上限単位数を超えています。

※ 商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限については、厚生労働省及び公益財団法人テクノエイド協会のホームページに掲載されています。

【厚生労働省ホームページ】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

【公益財団法人テクノエイド協会ホームページ】

<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

## 平成30年度事業所評価加算算定に伴うサービス提供終了確認情報の提出について

事業所評価加算は、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション（平成30年度から）において、選択的サービスを行う事業所が、評価期間において受給者の要支援状態の「維持・改善」割合が一定以上になった場合、評価年度の翌年度の介護予防サービスに加算できるものです。

事業所評価加算算定にあたり、例年、本会から県内の地域包括支援センターに「サービス提供終了確認情報登録対象者一覧表」を送付し、ご確認いただいた上で「サービス提供終了確認情報」を作成いただき、本会にお送りいただいています。

今年度も以下の予定で送付いたします。よろしくお願いいたします。

《今後の予定》

○サービス提供終了確認情報登録対象者一覧表の送付・・・・・・・・・・11月下旬  
（国保連合会→地域包括支援センター）

○サービス提供終了確認情報の送付・・・・・・・・・・・・・・・・・・12月上旬  
（地域包括支援センター→国保連合会）

問い合わせ先



群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）  
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 群馬県市町村会館2階  
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077  
受付時間 8：30～17：15（12：00～13：00を除く）  
ホームページ <http://gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。



国保連合会